

## タイの人身取引に関する法的状況

権 香 淑

国際移住機関（IOM）の報告書によると、世界規模で行われている人身取引の約3分の1に相当するおよそ20万人の女性及び児童は、東南アジアから世界各地に送り出されており、その殆どの被害が、この地域において発生している<sup>(注1)</sup>という。人身取引の問題は古くから存在するが、現在では、性産業、児童買春、エイズなどの社会問題と複雑に絡み合う一方で、国境を越える国際犯罪と深く関わるという点にその新しさがある。

本稿では、1980年代以降、国内的、地域的、国際的な問題として浮上している人身取引に対し、積極的な法整備はもちろん、被害者救済のための政府、NGO間協力にも力を注いでいるタイについて取り上げる<sup>(注2)</sup>。以下、タイの法的状況および政府の対応を中心に、I. 訴追のための法的枠組み、II. 保護と取締に対する取組み、という観点から紹介する。

### 1 訴追のための法的枠組み

#### (1) 人身取引に関する法規定

タイにおいて人身取引に関連する法律が作られたのは、今から75年以上前に遡る。1920年代後半、人身取引および性貿易の撲滅を掲げていた国際連盟による圧力<sup>(注3)</sup>の下、「1928年成人女性及び少女の人身取引防止法」（以下、「1928年人身取引法」とする<sup>(注4)</sup>）が制定された。同法の制定により、タイにおける人身取引はもちろん、それと深く関わる売春行為は「違法」と見なされることになった。

しかし、その後、売春行為に関する法律の制定および改正はなされるものの、人身取引に関す

る法改正は、新たな規定が盛り込まれる「1997年女性及び児童の人身取引に関する保護及び禁止法」（以下、「1997年人身取引法」とする<sup>(注5)</sup>）によってであった。「1928年人身取引法」の成立から実に半世紀以上の歳月を要したことになる。現在では、この「1997年人身取引法」が、人身取引の問題に対応する関連法の中心となっている。

#### (改正法としての要点)

「1928年人身取引法」との対比において、「1997年人身取引法」の新たな改正内容として特記すべき点は、①性別を問わず18歳未満の全ての児童に対する人身取引を犯罪と定めたこと、②女性及び児童の人身取引に関する謀議も適用範囲として含めたこと、③同法に基づいた人身取引に関連するあらゆる犯罪の教唆者（abettor）には刑罰を科すると規定したこと、④人身取引の被害者のために、一時避難のためのシェルターおよび職業訓練所などの施設を提供するよう規定したこと、である。「1997年人身取引法」の主な規定の概要は、以下のとおりである。

#### (人身取引に関する犯罪規定)

まず、人身取引に関する犯罪には、「女性及び児童の同意の有無にかかわらず、第三者の性的満足、猥褻な性的行為、彼／彼女又は他人のための違法な利益の獲得を目的に、女性及び児童の取引、運搬、移送、收受、拘束、監禁、又は女性及び児童が如何なる行為をも行い若しくは受け入れるよう取り図らうことなどの人身取引に関する犯罪」が含まれ、同法の規定をはじめ刑法典、売春防止及び禁止法などの関連法によ

る処罰の対象とされる(第5条)。このような犯罪を行う準備をした者は、これらの犯罪の実行を企てたとして同様の刑罰が科される(第6条)。

#### (証言に関する諸規定)

証言に関する諸規定<sup>(注6)</sup>においては、第5条で明記されている犯罪が行われたと認められる場合、「たとえ犯人が逮捕されていなくても、単独で又は調査官(the inquiry official)による申請を受けることによって、検察官は、その行為が行われたとされている全て及び証言が迅速に提示されるべきである必要原因(the necessary cause)を明確に述べつつ、陳情書を提出した被害者の女性及び児童を裁判所に連れてくること」が可能である(第12条)。

#### (2) 売春に関連する法規定

上述した人身取引に関連する法規定と並行して、売春行為に関する法律の制定および改正も行われてきた。より正確には、タイでは、時代の変遷とともに売春行為に関連する社会問題が顕在化していたため、人身取引よりも、売春行為に関する議論や法制定及び改正が、より活発に行われてきたと言える。

およそ1世紀前、タイにおける売春行為は、「1908年疾病対策法」により、性病の感染予防のため性労働者は売春宿に隔離され、所定の登録を行うという条件の下で統制されていた。その背景には、単身の中国系移民の流入に対応するため、売春宿を取り締まる目的があったと言われている。しかし、その20年後、タイ政府の売春に対する法的措置は一変し、「1928年人身取引法」の規定に該当するものは、「違法」と見なされることになる。

売春を犯罪行為とする規定については、さらに、「1960年売春禁止法」<sup>(注8)</sup>の制定によって詳細化する。同法において売春は、あくまでもプライ

ベートの場において、単独で行われるときにおいてのみ許容されることになった。しかし、この法律の制定とは裏腹に、警察の腐敗が社会問題となっていた当時の事情とも相俟って、1960年代において「違法」売春が逆に蔓延したと報じられている<sup>(注9)</sup>。

1970年代に入り、売春などによる性産業を犯罪とみなす考え方が一般社会に定着する中、女性活動家グループによる性労働者への差別撤廃運動が活発になり、20数年間にわたる様々な社会運動が展開された結果、「1996年売春防止及び禁止法」(以下、「1996年売春禁止法」<sup>(注10)</sup>とする)が成立する運びとなる。現在、人身取引に関連するあらゆる売春行為には、すべてこの「1996年売春禁止法」が適用される。

#### (1996年売春禁止法の特徴)

この「1996年売春禁止法」では、性労働者に対する処罰などが軽減される一方で、児童売春を防止するため取引業者への処罰を強化する規定が設けられた。また、児童買春の顧客は、強姦罪を犯した者として刑事責任を問われるほか、売春目的で成人女性及び少女を監禁・拘束した者は、極刑を含む刑罰に処される規定となっている。具体的な罰則規定は以下のとおりである。

#### (売春に関する罰則規定)

##### ①性労働者に対する刑罰

- a. 売春を目的として道路などの公共の場所で勧誘した者には1,000バーツ(約360円)の罰金
- b. 売春宿に集まった者には最長1か月の拘禁又は1,000バーツの罰金
- c. 広告などの方法により売春の相手方となるように勧誘した者には6か月以上2年以下の拘禁又は1万バーツ以上4万バーツ(約3,600~1万4,300円)以下の罰金

- ②18歳未満の児童買春の顧客に対する罰則
- a. 15歳未満の児童買春の顧客については、2年以上6年以下の拘禁及び2万バーツ（約7,200円）以上6万バーツ（約2万1,600円）以下の罰金
  - b. 15歳以上18歳未満の児童買春の顧客については、1年以上3年以下の拘禁及び2万バーツ以上6万バーツ以下の罰金
- ③売春を斡旋した者に対する罰則
- a. 18歳以上の女性に対し売春を斡旋した者については、1年以上10年以下の拘禁及び2万バーツ以上20万バーツ（約7万2,000円）以下の罰金
  - b. 15歳以上18歳未満の児童買春を斡旋した者については、5年以上15年以下の拘禁及び10万バーツ（約3万6,000円）以上30万バーツ（約10万8,000円）以下の罰金
  - c. 15歳未満の児童売春を斡旋した者については、10年以上20年以下の拘禁及び20万バーツ以上40万バーツ（約14万4,000円）以下の罰金
- ④売春ビジネス及び売春宿のオーナー、管理者、経営者に対する罰則
- a. 18歳以上の女性に対する売春が行われていた場合、3年以上15年以下の拘禁及び6万バーツ以上30万バーツ以下の罰金
  - b. 15歳以上18歳未満の児童買春が行われていた場合、5年以上15年以下の拘禁及び10万バーツ以上30万バーツ以下の罰金
  - c. 15歳未満の児童買春が行われていた場合、10年以上20年以下の拘禁及び20万バーツ以上40万バーツ以下の罰金
- ⑤18歳未満の児童の売春を斡旋した両親及び保護者に対する罰則
- a. 4年以上20年以下の拘禁及び8万バーツ（約2万8,800円）以上40万バーツ以下の罰金
- ⑥年齢を問わず、強制的に売春をさせたり又は

売春をするよう拷問などを加えた者に対する罰則

- a. 10年以上20年以下の拘禁及び20万バーツ以上40万バーツ以下の罰金
- b. 深刻な被害をもたらした場合は終身刑
- c. 死に至らしめた場合は死刑

#### （その他の規定）

同法では、州ごとに「保護と職業訓練のための地方委員会」及び「保護及び職業訓練のための全国委員会」を設置することが定められており、18歳未満の売春経験者は、関係機関において2年間の職業訓練プログラムを受け<sup>(注11)</sup>ることができる。また、売春の防止及び改善を目的とした民間部門の財団、機関、協会などは、シェルター又は保護及び職業開発施設（a protection and vocational development premises）を設立するための申請が可能である旨が規定されている。

#### (3) その他の関連法

その他の関連法としては、「1979年移民法」<sup>(注12)</sup>、「1997年刑法典改正法」<sup>(注13)</sup>、「1999年資金洗浄<sup>(注14)</sup>止法」がある。

「1979年移民法」では、不法移民としてタイに滞在している外国人に対し、2年以下の拘禁刑が科されることになっている。したがって、外国人で人身取引された者は、その他の不法移民と同様、原則的には、移民拘留センターに拘留された後、本国送還されることになっている。2000年2月以降、労働省は人身取引された女性及び児童の受入れを開始したと発表しているが、このように同法が適用される限りにおいて、人身取引された者は、あくまでも不法移民として取締りの対象とされる。

「1997年刑法典改正法」では、性に関する犯罪規定は、年齢および性別を問わず、人を、斡旋、勧誘、取引する行為などに対して適用され

る他、国籍を問わず、猥褻な性行為又は他人の性的満足を目的とした成人及び児童の斡旋、勧誘、取引に対しても適用される。

「1999年資金洗浄防止法」では、上記の刑法典における性に関する犯罪行為などが、同法第3条(2)の規定する犯罪とされ、取締りの対象となっている。タイ政府は、2004年2月3日、同法の犯罪規定に人身取引に関する内容などを加えた改正法案を取りまとめたが、その法案が国会を通過すれば、実質的に人身取引を取締る新たな法律として機能することになる。

## 2 保護と取締りに対する取組み

### (1) 三つの覚書

タイ政府は、2003年4月4日、かねてから準備してきた人身取引された女性及び児童の保護及び援助を目的とする三つの覚書を公表し、同日、政府関係者及び28の NGO 代表がそれに調印した。これら三つの覚書の題名は、それぞれ①「女性及び児童の人身取引に関連する政府機関のための共通ガイドラインおよび実践に関する覚書」、②「女性及び児童の人身取引に関する政府と NGO 間の手続協力に関する覚書」、③「女性及び児童の人身取引に関する NGO の適用可能なガイドラインに関する覚書」である。

三つの覚書の要点は、①人身取引に巻き込まれた女性及び児童を、犯罪者ではなく犠牲者と見なすこと、②人身取引された女性及び児童を援助するため、社会発展及び人間の安全保障省や、タイ警察、移民局、NGO などの関連機関および団体が適用可能な共同関係及び行動に関するガイドラインを明確に設定すること、③「1996年売春禁止法」、「1997年人身取引防止法」及びその他の関連法や、人身取引された女性及び児童に関する事実究明、リハビリテーション、帰国と再統合に関連する政策について概説をし、その適用可能なガイドラインを導入することに

ある。

三つの覚書でいう「人身取引された女性及び児童」とは、①人身取引の犠牲者であるタイ人の女性及び児童、②タイへ不法に人身取引された外国人の女性及び児童、③不法にタイに入学し、後に人身取引の犠牲者となった外国人及び児童、④タイの市民ではないがタイに居住しており、人身取引の被害者である女性及び児童、である。

人身取引を取り締る現行法において、性労働者は「犯罪者」であり、人身取引に巻き込まれた被害者でさえも「違法者」として本国送還の対象となることを踏まえると、この三つの覚書がもたらす政策的な転換は画期的である。三つの覚書が調印された後、「女性及び児童の人身取引との闘いに関する国家小委員会」(The National Sub-Committee on Combating Trafficking in Women and Children) は、人身取引の問題に対し、あらゆる関連団体が効果的に協同し政策を履行していくことができるよう、同覚書の内容をより明確化するための会議やワークショップを全国各地で企画している。

### (2) 売春「合法化」への取組み

他方、タイ政府は、「1996年売春禁止法」によって「違法」とされている売春行為に対し、ある一定の条件を設けることでそれを合法化し、人身取引の取締まりを強化する方針である。この方針の理論的根拠としては、女性を強姦から救うための社会的必要悪として性労働を位置付ける、あるいは、売春を正規の労働として合法化し課税対象とする、といった主張である。政府は、その上で、性産業に対する厳格な統制を行い、性労働者を登録・管理するといった手段をとることが有効であると考えている。

このような方針に対する理解を得るため、政府は2003年11月27日、500人余りの国民(学者、活動家、性労働者、性産業者など)を集め、公

聴会を開催した。公聴会の参加者の中には、政府の提案が現実的な対応策だとして一定の理解を示すグループや個人がいたものの、強い反発や反対意見も多く出た。反対意見の中には、売春の合法化がタイの国際的イメージを損なうものだと倫理的に受け入れられないとするものや、性労働者は性産業の被害者であって、労働者としての権利を云々する以前の問題であるなどの意見があった。

現在のところ法務相は、国民の真意を探るためには情報収集が不可欠だとして、法案作成に入る前に、再度国民の幅広い意見を聴取するための公聴会を開催していくと述べている。また、ある政府関係者は、上記した三つの覚書の要点①、すなわち、人身取引に巻き込まれた女性及び児童を、犯罪者ではなく犠牲者として見なすという観点から売春「合法化」の取組みを捉えた場合、「1996年売春禁止法」の諸規定と距離があり、法案作成の段階において、具体的に調整を計る必要があるとの認識を示している<sup>(注22)</sup>。

### (3) 国際的及び地域的な取組み

タイは、1981年に発行された「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」<sup>(注23)</sup>の批准国であり、2003年に発効した「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約に対する人身取引補足議定書」<sup>(注24)</sup>の署名国である。さらに、この他、国際的な取組みとしては、アメリカのサポートによって1999年に設立された「国際法執行アカデミー (ILEA)」<sup>(注25)</sup>の運営に力を注いでいる。

アジア欧州会合 (ASEM)<sup>(注26)</sup>の枠組みにおいては、フィリピン、スウェーデンと共に女性及び児童の人身取引に対する ASEM 計画を作成する中心メンバーとしての役割を果たしている。2003年4月24～26日に行われた ASEM 国際会議「女性及び児童に対する人身取引との闘いに関する ASEM 行動計画」にも参加し、積極的な

発言を行った。同国際会議では、国際犯罪による被害者の回復、本国送還 (repatriation)、再統合 (reintegration) という観点からの議論が進められ、加盟国への行動指針などが提示された。

東南アジア諸国の地域間協力においては、「1997年 ASEAN 宣言」及び「1999年 ASEAN 行動計画」をはじめ、「1999年バンコク宣言」、「アジア太平洋協議」「マニラプロセス」「女性及び児童の人身取引に対するアジア地域イニシアティブ」などの枠組みにおいて包括的な取組みの実施を目指している。その実践の一環として、タイ警察は、2003年6月5～7日に「女性及び児童の人身取引に関するワークショップ」を開催し、ASEAN 諸国の政府代表及び関係者に対し、協調を呼びかけている。

以上で紹介したように、タイは、人身取引に関する人の送付、仲介、受入のあらゆる複雑なルートが絡み合う東南アジア地域の中にあつて、国内法はもちろん地域的・国際的な取組みも積極的に進めてきた国の一つである。にもかかわらず、人身取引の問題が依然解決されていない現状に鑑み、今後も、より積極的な国内法の整備及び地域的・国際的な協力が必要であることは言うまでもない。人身取引によるタイ人被害者の受入国であると指摘されている日本が、人身取引の問題解決に向けて取組むことを明記している「日本 ASEAN 行動計画」<sup>(注27)</sup> (C-8) を履行していくための具体的な対応を考える上で、タイ国の取組みから貴重な示唆が与えられるものと思われる。

(注)

(1) 国際移民機関 (International Organization for Migration) のホームページ掲載の Annuska Derks, “Combating Trafficking in South-East Asia: A Review of policy and Program Responses.” IOM

Migration Research Series, 2/2000. P.16 (last access 2004.3.8)

- (2) ちなみに、インドネシアにおける人身取引の状況を簡単に触れておきたい。インドネシアには、オランダ植民地時代からの法規を踏襲したインドネシア刑法の「白人奴隷制」問題に関する規定があったが、刑法の改正とともに廃止された。現在、人身取引に関する現行法としては、女性および子供の人身取引を撲滅するための国家行動計画に関する大統領令「2002年第88号」(2002年12月22日施行)がある。同大統領令では、刑法典に基づき、女性および子供の人身取引に関する罪を処罰するよう規定しており、詐欺および誘拐に関する刑法典第297条が適用される。しかし、この条文は人身取引に関する明確な定義付けがなされないまま、詐欺及び誘拐罪の一つとして取り扱われるばかりでなく、最も重い刑罰でも6年の懲役となっているため、批判が少なくない。また、法律上、21歳未満の子供は両親の保護下にあることから、子供を売りに出した両親には、処罰が科されないのが現状である。たとえ警察当局が、売春斡旋業者により強制的に売春を強いられていた未成年者を保護し、両親の下へ返したとしても、その未成年者が再び売春斡旋業者に売られるケースが後を絶たないという。
- (3) 1919年4月28日に採択された国際連盟規約には、加盟国が男性、女性や児童に、公正で人道的な労働条件を保障し、女性と児童の人身取引を止めさせるために努力すべきであると宣言している。
- (4) The Trafficking in Women and Girls Act B.E. 2471(1928)。タイの法律名の末尾についている B.E.とは、仏暦 (Buddha Era) のこと。シャカの死亡した年である B.C.543を基準としている。P・S=プッタ・サカラーとも言う。
- (5) The Measures in Prevention and Suppression of Trafficking in Women and Children Act B.E. 2540(1997)。
- (6) 被害者による証言に関する法改正としては、刑事手続法の改正による「1999年刑事手続法」(The Crim-

inal Procedure Amendment Act (No.20) B.E. 2542(1999)の成立が挙げられる。改正前の刑事手続法では、成人を中心とした刑事手続法が構成されており、性的虐待や暴力の犠牲者である児童は、調査、取調べ、裁判のプロセスにおける報告においてトラウマ的な経験を繰り返さなければならなかった。しかし、同法においては、取調べ形式の改定により、児童の犠牲者および目撃者によるビデオテープの陳述が可能となった。また、同法では、犠牲者および目撃者の児童に対し、犯罪者もしくは犯罪者と見なされるものが、その児童を脅したり賄賂を与えたりする以前に、証言する機会を与えている。

- (7) The Disease Control Act, B.E.2451(1908)。
- (8) The Suppression of Prostitution Act, B.E.2503(1960)。
- (9) 1960年代における売春の蔓延は、「1966年娯楽施設法 (the 1966 Entertainment Venue Bill)」の導入後、移民労働者の都市への流入や、ベトナム戦争時における兵士の休息所および保養所の増加によって、性産業が急成長したことが要因であったと言われている。また、この時期から東南アジアにおける人身取引が浮上したと言われている。
- (10) The Prevention and Suppression of Prostitution Act, B.E.2539(1996)。1996年10月22日に施行。
- (11) ただし、未成年者が捕まった場合は、リハビリテーションセンターに行くことが義務付けられているのに対し、成人女性が捕まった場合はリハビリテーションセンターでの生活が義務付けられていないため、成人の性労働者に対する罰則規定が緩いとの指摘もある。
- (12) Immigration Act, B.E.2522(1979)。
- (13) The Penal Code Amendment Act (No.14) B.E. 2540(1997)。
- (14) The Money Laundering Control Act, B.E. 2542(1999)。
- (15) 英語の法律文には、「predicate offence」と記されている。
- (16) 政府関係者として調印式に参加したのは、社会発

- 展及び人間の安全保障相、外務相、労働相、厚生相、タイ警察の法務長官などである。
- (17) 青年及び児童の発展に関する国民委員会 (the National Council on Youth and Children Development)、児童の人身取引に関するタイ調整機構 (the Thai Coordinating Body on Trafficking of Children)、人身取引された女性及び児童の権利保護のためのタイネットワーク (the Thai Network to Assist and Protect the Rights of Trafficked Women and Children) などの団体である。
- (18) Memorandum of Understanding on Common Guidelines and Practices for Government Agencies Concerned with Case of Trafficking in Women and Children (2nd Issue B.E.2546 (2003))
- (19) Memorandum of Understanding on the Procedural Cooperation between Government and Non-Government Agencies working with Cases of Trafficking in Women and Children B.E. 2546 (2003)
- (20) Memorandum of Understanding on the Operational Guidelines of Non-Government Agencies Concerned with Cases of Trafficking in Women and Children B.E.2546 (2003)
- (21) 現在、タイ政府による三つの覚書の調印やその履行の取組みについては、国際移住機関 (IOM)、ユニセフ (Unicef)、オーストラリア国際開発局 (AusAID) などの諸団体がサポートしている。
- (22) 改正前の諸規定に比べ1996年売春法では、性労働者に対する刑罰が軽減されたとは言え、あくまでも性労働者は犯罪者として扱われているからである。
- (23) 正式名称は、「Convention on the Elimination of all Forms of Discrimination against Women (CEDAW)」。国連の婦人の地位委員会が6年かけて起草し、1979年の国連総会で採択された。1976年からの「国連婦人の10年」の成果の一つで、あらゆる分野における女性の権利を詳細に保障した条約である。日本もタイと同様1985年に批准している。
- (24) 英語表記は、「Protocol to Prevent, Suppress and

Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention Against Transnational Organized Crime」で、2000年に採択、2003年に発効された。タイは2001年12月18日に署名しているものの、批准はまだである。

- (25) 英文名称は「International Law Enforcement Agency」。アメリカの援助により、国際犯罪の防止に関する情報を共有し、法執行や司法や警察官のための地域的なトレーニングセンターとして設立された。日本からも講師が派遣されている。
- (26) 1994年10月、シンガポールのゴーフ首相が、第3回「東アジア・欧州経済サミット」での提言を受けて、アジアと欧州の首脳が直接対話する「アジア欧州サミット」構想を打ち上げ、当時、欧州連合 (EU: European Union) 議長国のフランスがEU各国に働きかけた結果、1996年3月、アジア・欧州の25か国と欧州委員会の首脳が集う会合として発足した。ASEMは略称で、正式名称は、「Asia-Europe Meeting」。ASEMの目的は、アジア、欧州、北米の三角関係の中で今まで相対的に希薄であったアジアと欧州の関係を強化することにある。
- (27) 2003年12月15日に採択された。「人の密入国及び人身取引のような犯罪の根本原因に取り組み、より効果的な情報共有装置を発展させることへの焦点を強めることにより、これらの問題と闘う努力を強化する」ことが明記されている。

#### (参考文献)

- (1) タイの主要紙「Bangkok Post」  
(<http://www.bangkokpost.net/>) 及び「The Nation」(<http://www.nationmultimedia.com/>) から「human trafficking」「trafficking in persons」「trafficked people」などのキーワードによって検索された過去1年間の新聞記事。
- (2) 国連アジア極東犯罪防止研修所 (United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders) のサイト

- <http://www.unafei.or.jp/>
- (3) 国際移住機関 (IOM) のサイト  
<http://www.iom.int/>
- (4) タイ王国大使館のサイト  
(日本)  
<http://www.thaiembassy.jp/index/j-index/j-index.htm>  
(アメリカ)  
<http://www.thaiembdc.org/index.htm>
- (5) Thai Law Reform Commission のサイト  
<http://www.lawreform.go.th/home.jsp>
- (6) タイの法律検索サイト  
<http://www.krisdika.go.th/>
- (7) ASEAN の公式サイト  
<http://www.aseansec.org/home.htm>
- (くおん ひゃんすく・海外立法情報課非常勤調査員)